

令和6年度米原市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 方針の対象範囲

この方針は、米原市の全組織を対象とする。

4 調達の対象品目

本市において障がい者就労施設等から重点的に調達すべき物品等については、以下のとおりとする。なお、以下に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品等であれば対象とする。

（1） 物品等

- ・紙製品、記念品、食品類、垂れ幕、看板、花苗、縫製品、文具等の物品
- ・その他小物雑貨等

（2） 役務

- ・印刷、組立て、折り込み、封入等の軽作業
- ・回収作業
- ・公園、施設等の清掃、除草作業

5 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

本市が達成すべき優先調達の目標は次のとおりとする。

令和6年度調達目標額 60万円以上

6 調達の推進方法

（1） 庁内関係各課は、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、米原市契約規則（平成17年米原市規則第43号）など関連法令に基づく随意契約に沿って、障がい者就労施設等から物品等の調達の推進に努めるものとする。

- (2) 関係各課は、障がい者就労施設等に対し物品等の調達を行うときは、可能な限り、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様および納期の設定等に努めるものとする。
- (3) 調整担当課は、この方針および障がい者就労施設等の情報を関係各課に周知し、障がい者就労施設等から物品等の調達の推進を図る。

7 調達方針および調達実績の公表

本市において、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案の上、障がい者就労施設等からの調達の目標を決定し、物品等の調達方針を作成したときおよび調達実績について取りまとめを行ったときは、法第9条第5項および米原市契約規則第23条の2の規定に基づき、速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。